

2020年 4月 30日

## 日本災害復興学会 2018年度研究会 活動実績報告書

<研究会名称>

復興法制度研究会
----------

代表者	山崎栄一
企画分担者	室崎益輝
	山中茂樹
	野呂雅之
	青田良介
	津久井進

<添付資料>

- ・活動に関する資料（パンフレット等）がございましたら、添付のうえご提出願います。

1. 本助成により実施した研究活動の全体概要

本助成により実施した研究活動のアウトラインを記入してください。なお、各項目における記入方法は、上段には概要を箇条書きで2行程度にまとめていただき、下段には、その内容を記入してください。

<p><b>【課題、目的】</b> この研究活動を行った動機や目的を記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害復興法制度のあり方について、多角的な視点から法制度の立法・運用の実態把握を行うとともに、復興理念の実現に資するような提言を試みる。</li> </ul>
<p>関西学院大学災害復興制度研究所では、災害復興法制度のあり方について、多角的な視点から法制度の立法・運用の実態把握に努めてきた。中でも被災者支援法制については、災害救助法、被災者生活再建支援法、災害弔慰金等支給法という三法の実態把握に加えて、復興理念の実現に資するような提言に向けて、これらの三法の統一をはかるというビジョンの下で「被災者支援法制の一本化」を進めてきた。</p> <p>東日本大震災を契機に災害対策基本法が法改正され、被災者支援に関する理念や方向性が提示されたことに伴い、単なる被災者支援三法の統一にとどまらず、ならびに災害対策基本法の四法をベースとする、切れ目のない被災者支援を実現できるような「被災者総合支援法」の作成を目指していくことになった。</p> <p>被災者総合支援法の草案作成作業は、2016年度より発足していたが、法案の基本的な枠組みについての議論にとどまっており、本研究会においては、さらに2年間を費やすことによって、被災者総合支援法の本格的な条文化を目指すこととなった。</p>



<p><b>【実施方法、内容】</b> この研究活動の実施方法、内容を記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人間の復興という理念を実現するために、被災者主体の切れ目のない支援法制として「被災者総合支援法」の提案に向けた研究会を開催し、法案の要綱作成の作業を実施した。</li> </ul>
<p>関西学院大学災害復興制度研究所に設置をしている法制度研究会において、「被災者総合支援法」の草案作成ワーキンググループを編成し（座長は関西大学社会安全学部教授 山崎栄一）、月1回ペースの割合で作業部会を開催した。</p> <p>基本的な作業工程としては、以下の図にあるように被災者総合支援法案の全体像を提示した後に、それぞれの編ごとに要綱案を提示し、それぞれの条項ごとに存在している問題や論点を整理する、そしてさらに要綱案を再検討するという作業を繰り返していった。</p> <div style="text-align: center;"> <p><b>既存の法制度の振り分け</b></p> <pre> graph TD     subgraph Existing_Laws [既存の法制度]         A[災害対策基本法]         B[災害救助法]         C[被災者生活再建支援法]         D[災害弔慰金等法]     end     subgraph Categories [編ごとの振り分け]         E[総則編]         F[応急救助編]         G[生活保障生活再建編]         H[情報提供相談業務個人情報編]         I[権利保障編]     end     A --&gt; E     A --&gt; F     B --&gt; F     C --&gt; G     D --&gt; I     </pre> </div>



<p><b>【活動成果】</b> この研究活動で得られた成果を記入してください。</p> <p>・「被災者総合支援法案」を策定し、2019年8月29日に兵庫県庁の県政記者クラブで発表をした。以降、法案の普及に努めている。</p>
<p>被災者総合支援法（以下「総合支援法」と略す）は、既存の被災者支援法である災害対策基本法、災害救助法、災害弔慰金支給等法、被災者生活再建支援法を棚卸しして、包括的で体系的のある全く新しい法制度として被災者支援法制を再構成するものである。</p> <p>総合支援法は6編からなり、災害直後の応急救助から本格的な生活再建のフェイズにいたるまでの被災者支援をカバーしつつ、被災者支援にとって重要な基本理念・基本方針や被災者支援の担い手、各種情報の活用、相談業務、権利保障に関する規定を設けている。</p> <p>すでに公刊・公表されている業績は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・野呂雅之「阪神・淡路大震災の被災地で生まれた新たな災害法制―被災者生活再建支援法から『被災者総合支援法』へ」月刊自治研 2020年1月号 36～44頁</li><li>・野呂雅之「新たな災害法制 被災者総合支援法案 はじめに一災害復興制度研究所が策定した二つの法案」『災害復興研究』第11号（2020年3月）1～8頁</li><li>・山崎栄一「報告 被災者総合支援法案の策定について」 FUKKOU vol. 40 4～5頁</li><li>・山崎栄一「被災者総合支援法・要綱案―解説ならびに論点」『災害復興研究』第11号（2020年3月）9～58頁</li><li>・野呂雅之「報告 新たな災害法制に挑む」関西学院大学災害復興制度研究所 開設 15周年 2020年復興・減災フォーラム「震度7」が遺したもの～阪神・淡路大震災25年～ 2020年1月12日（日）関西学院会館 レセプションホール</li></ul> <p>うち、FUKKOU vol. 40 <a href="http://www.fukkou.net/publications/letter/files/fukkou_040.pdf">http://www.fukkou.net/publications/letter/files/fukkou_040.pdf</a> で、『災害復興研究』第11号は、<a href="http://www.fukkou.net/research/bulletin/saigai_fukkou_12.html">http://www.fukkou.net/research/bulletin/saigai_fukkou_12.html</a> で入手可能である。</p>

2. 本助成により実施された研究活動に関して補足説明することがあれば記入してください。

（例：実施した研究活動の社会的意義、独自性及び改善点、今後の活動予定等）

<p>被災者総合支援法案は、被災者を主体とする総合支援法は災害復興法制に画期をなす法案であり、これまで災害復興制度研究所においてなされてきた被災者支援の法制度に関する「解釈編」と「政策編」の結晶体といえる。</p> <p>改善点としては、本法案はまだ要綱レベルの提案であり、具体的な条文の作成にまではいたらなかったという点である。今後は、各方面からの意見・批判を伺いつつ、法案の精緻化を図るとともに、条文化に向けての作業を展開していく必要がある。</p> <p>今後は、この成果物をどのように実現するのかという「運動編」も展開されることになる。まずは、法制定に向けて広く社会に働きかける必要がある。</p> <p>その具体策として、災害復興制度研究所では東日本大震災や熊本地震などの大災害から復興の途上にある地域で、弁護士会や被災者支援団体、メディア、被災の当事者を対象に公開セミナーを開催し、総合支援法の解説・普及に努める。さらに、本要綱案をわかりやすく解説したブックレットを作成し、立法に携わる議員や国・自治体の関係者らに配布して、総合支援法の早期制定をめざす方針である。</p>
--